

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 1 日

小諸市長 小 泉 俊 博

## 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
中央地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 29 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体  
個人 1 4 経営体  
法人 3 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手が不足している
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・ 6 次産業化を進めるために現在製造されている加工品を市内の施設等で展示してより多くの方に知らしめる。
  - ・ 地元産品を使った調理食品を飲食店で提供してもらえるようにする。
  - ・ 生産者、加工業者、小売業者及び提供する飲食店の連携ネットワークを構築する。

以上